

令和 6 年長浜市議会定例会

令和 7 年 6 月定例会月議会

議案書

- 3 令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 1 号）
- 28 令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
- 36 長浜市税条例の一部改正について
- 40 損害賠償の額を定めることについて

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ423,367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,040,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年5月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		8,624,499	244,763	8,869,262
	2 国庫補助金	1,685,867	244,763	1,930,630
15 県支出金		4,775,855	53,889	4,829,744
	2 県補助金	1,996,211	53,889	2,050,100
18 繰入金		4,870,494	△26,745	4,843,749
	1 基金繰入金	4,815,197	△26,745	4,788,452
20 諸収入		1,352,555	88,460	1,441,015
	5 雑入	1,278,792	88,460	1,367,252
21 市債		1,625,900	63,000	1,688,900
	1 市債	1,625,900	63,000	1,688,900
歳 入	合 計	58,616,820	423,367	59,040,187

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,755,835	7,428	6,763,263
	1 総務管理費	5,519,075	4,800	5,523,875
	3 戸籍住民基本台帳費	454,679	2,628	457,307
3 民生費		23,527,815	21,142	23,548,957
	1 社会福祉費	12,125,382	16,126	12,141,508
	2 児童福祉費	9,562,487	3,146	9,565,633
	3 生活保護費	1,839,946	1,870	1,841,816
4 衛生費		5,619,476	0	5,619,476
	1 保健衛生費	5,619,476	0	5,619,476
6 農林水産業費		2,323,020	0	2,323,020
	1 農業費	2,184,704	0	2,184,704
	2 林業費	134,854	0	134,854
7 商工費		1,681,361	△34,560	1,646,801
	1 商工費	1,681,361	△34,560	1,646,801
8 土木費		4,354,014	347,068	4,701,082
	2 道路橋梁費	1,338,796	203,175	1,541,971
	3 河川費	247,919	81,393	329,312
	4 都市計画費	2,111,552	62,500	2,174,052
9 消防費		2,354,243	50,000	2,404,243
	1 消防費	2,354,243	50,000	2,404,243
10 教育費		7,704,381	32,289	7,736,670
	2 小学校費	1,529,984	14,655	1,544,639
	3 中学校費	1,268,826	5,979	1,274,805
	5 社会教育費	987,869	11,655	999,524
歳 出 合 計		58,616,820	423,367	59,040,187

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	59,000
		補助道路整備事業費	51,900
		橋梁長寿命化事業費	81,500

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
(株) 黒壁経営改革資金貸付金	令和7年度	10,000千円
浅井小学校長寿命化改修工事（追加分）	令和8年度	3,628千円
北中学校東校舎長寿命化改修工事（追加分）	令和8年度	6,386千円
小学校スクールバス運行業務（西浅井地区、伊香具地区）	令和8年度から令和10年度まで	250,000千円
中学校スクールバス運行業務（西浅井中）	令和8年度から令和10年度まで	79,000千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商工業振興施設整備事業	千円 44,500	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 21,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路橋梁整備事業	162,800				223,600			
都市計画施設整備事業	136,800				162,300			

令和 7 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	394,219	79,851	474,070
3 民生費国庫補助金	580,434	1,573	582,007
7 商工費国庫補助金	49,500	△16,600	32,900
8 土木費国庫補助金	386,233	175,237	561,470
10 教育費国庫補助金	257,151	4,702	261,853
計	1,685,867	244,763	1,930,630

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	167,139	20,000	187,139
8 土木費県補助金	85,770	33,889	119,659
計	1,996,211	53,889	2,050,100

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	706,335	55,737	762,072
4 地域福祉基金繰入金	284,969	17,699	302,668
5 教育施設整備基金繰入金	360,894	9,931	370,825
6 文化芸術振興基金繰入金	9,686	2,353	12,039
7 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	296,979	△61,616	235,363
9 丹生ダム対策基金繰入金	2,250	1	2,251
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	114,314	△19,295	95,019
12 子ども未来教育基金繰入金	250,616	10,703	261,319
13 デジタル化推進基金繰入金	292,822	△77,190	215,632
14 公共施設等総合管理基金繰入金	939,207	37,092	976,299
15 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	122,717	△2,160	120,557
計	4,815,197	△26,745	4,788,452

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	79,851	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,086
		新しい地方経済・生活環境創生交付金	72,765
3 児童福祉費補助金	1,573	次世代育成支援対策施設整備交付金	1,573
1 商工費補助金	△16,600	社会資本整備総合交付金	△16,600
2 道路橋梁費補助金	99,304	社会資本整備総合交付金	57,746
		道路局所管補助金	41,558
3 河川費補助金	47,503	社会資本整備総合交付金	47,503
4 都市計画費補助金	28,430	社会資本整備総合交付金	28,430
4 社会教育費補助金	4,702	文化芸術振興費補助金	4,702

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	20,000	北の近江振興プロジェクト推進補助金	20,000
1 土木管理費補助金	33,889	丹生水源地域整備事業特別交付金	33,889

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	55,737		
1 地域福祉基金繰入金	17,699		
1 教育施設整備基金繰入金	9,931		
1 文化芸術振興基金繰入金	2,353		
1 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	△61,616		
1 丹生ダム対策基金繰入金	1		
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	△19,295		
1 子ども未来教育基金繰入金	10,703		
1 デジタル化推進基金繰入金	△77,190		
1 公共施設等総合管理基金繰入金	37,092		
1 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	△2,160		

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1,278,771	88,460	1,367,231
計	1,278,792	88,460	1,367,252

(款) 21 市債
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
7 商工債	44,500	△23,300	21,200
8 土木債	367,100	86,300	453,400
計	1,625,900	63,000	1,688,900

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 総務費雑入	88,460	デジタル基盤改革支援補助金	79,060
		自治総合センター助成金	9,400

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 商工業振興施設整備事業債	△23,300	まちなかウォークابل推進事業債	△23,300
1 道路橋梁整備事業債	60,800	地方道路等整備事業債	60,800
3 都市計画施設整備事業債	25,500	街路整備事業債	25,500

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 企画費	549, 095	0	549, 095	12, 447		△12, 045	△402
9 地域振興費	127, 485	0	127, 485	4, 150		△2, 133	△2, 017
10 デジタル推進費	773, 170	0	773, 170				
12 自治振興費	134, 511	4, 800	139, 311			4, 800	
17 市民協働推進費	58, 269	0	58, 269	250			△250
計	5, 519, 075	4, 800	5, 523, 875	16, 847		△9, 378	△2, 669

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民基本台帳費	454, 679	2, 628	457, 307	7, 086			△4, 458
計	454, 679	2, 628	457, 307	7, 086			△4, 458

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 しょうがい福祉費	4,939,009	16,126	4,955,135			16,126	
計	12,125,382	16,126	12,141,508			16,126	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		☐ 観音文化振興事業費 財源更正 ☐ 都市ブランド力向上事業費 財源更正 ☐ 若者活躍応援事業費 財源更正 ☐ 南長浜地域まちづくり推進事業費 財源更正	
		☐ 移住・定住対策事業費 財源更正	
		☐ 情報システム運用管理事業費 財源更正	
18 負担金、補助 及び交付金	4,800	☐ まちづくり支援事業費 ☐ コミュニティ助成事業助成金	4,800 4,800
		☐ 市民協働推進事業費 財源更正	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	1,250	☐ 戸籍住民基本台帳管理事務経費	2,628
3 職員手当等	286	報酬	1,250
4 共済費	278	職員手当等	286
12 委託料	814	共済費	278
		情報システム委託料	814

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	16,126	☐ しょうがい福祉施設整備支援事業費 ☐ しょうがい福祉施設整備支援事業補助金	16,126 16,126

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	3, 770, 657	3, 146	3, 773, 803	1, 573		1, 573	
計	9, 562, 487	3, 146	9, 565, 633	1, 573		1, 573	

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 生活保護総務費	178,622	1,870	180,492			1,870	
計	1,839,946	1,870	1,841,816			1,870	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
7 健康都市推進費	21, 215	0	21, 215	1, 500		△1, 500	
計	5, 619, 476	0	5, 619, 476	1, 500		△1, 500	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	327,636	0	327,636	5,750		△5,750	
計	2,184,704	0	2,184,704	5,750		△5,750	

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業振興費	128,687	0	128,687	3,468		△1,783	△1,685
計	134,854	0	134,854	3,468		△1,783	△1,685

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	3,146	☐ 児童福祉事務経費 3,146 ☐ 次世代育成支援対策施設整備費補助金 3,146

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,870	☐ 生活保護費給付事務経費 1,870 ☐ 情報システム委託料 1,870

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		☐ 健康づくり推進事業費 財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		☐ 農産物振興事業費 財源更正 ☐ 農業経営支援事業費 財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		☐ 林業振興対策事業費 財源更正

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
2 商工業振興費	933,747	△34,560	899,187	△9,100	△23,300	△2,160	
3 観光費	460,723	0	460,723	57,700		△57,700	
計	1,681,361	△34,560	1,646,801	48,600	△23,300	△59,860	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	570,911	65,000	635,911	36,626	14,800		13,574
4 道路新設改良費	441,909	138,175	580,084	62,678	46,000	28,522	975
計	1,338,796	203,175	1,541,971	99,304	60,800	28,522	14,549

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 丹生ダム対策費	16,236	81,393	97,629	81,392		1	
計	247,919	81,393	329,312	81,392		1	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	18,600	□商業振興対策事業費	△35,560
14 工事請負費	△54,160	湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進業務委託料	18,600
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	整備事業費	△54,160
		□地域経済活性化対策事業費	1,000
		事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金	1,000
		□バイオ産業推進事業費	
		財源更正	
		□企業立地等推進事業費	
		財源更正	
		□観光イベント開催事業費	
		財源更正	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	6,000	□雪寒対策費	65,000
17 備品購入費	59,000	修繕料	6,000
		備品購入費	59,000
10 需用費	1	□補助道路整備事業費	51,900
12 委託料	4,500	整備事業費	51,900
13 使用料及び賃 借料	274	□橋梁長寿命化事業費	86,275
		消耗品費	1
14 工事請負費	111,400	使用料及び賃借料	274
21 補償、補填及 び賠償金	22,000	整備事業費	86,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	81,393	□地域整備事業費	81,393
		整備事業費	81,393

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 街路事業費	155, 415	62, 500	217, 915	28, 430	25, 500	8, 570	
計	2, 111, 552	62, 500	2, 174, 052	28, 430	25, 500	8, 570	

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
5 災害対策費	214,305	50,000	264,305				50,000
計	2,354,243	50,000	2,404,243				50,000

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 小学校管理費	1, 074, 451	14, 655	1, 089, 106			14, 655	
計	1, 529, 984	14, 655	1, 544, 639			14, 655	

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 中学校管理費	1, 139, 944	5, 979	1, 145, 923			5, 979	
計	1, 268, 826	5, 979	1, 274, 805			5, 979	

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
2 生涯学習費	259, 028	4, 600	263, 628			4, 600	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	62,500	□補助街路整備事業費	62,500
		整備事業費	62,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	50,000	□自主防災体制づくり事業費	50,000
		整備事業費	50,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	650	□小学校校舎等維持管理経費	3,952
14 工事請負費	3,952	整備事業費	3,952
17 備品購入費	7,245	□小学校統合準備経費	10,703
18 負担金、補助 及び交付金	2,808	報償費	650
		備品購入費	7,245
		学用品購入補助金	2,808

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	5,979	□中学校校舎等維持管理経費	5,979
		整備事業費	5,979

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	4,600	□文化芸術活動振興事業費	4,600
		コミュニティ助成事業助成金	4,600

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 文化施設費	332,330	7,055	339,385	4,702		2,353	
計	987,869	11,655	999,524	4,702		6,953	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	7,055	□長浜城歴史博物館管理運営事業費 7,055
		受付周辺・ミュージアムショップリニューアル業務委託料 7,055

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		37,200	13,220	3.45		264	50,684	9,589	60,273	
	議 員	21	94,684		32,665	3.45			127,349	25,368	152,717	
	その他の特別職	2,039	117,631						117,631		117,631	
	計	2,064	212,315	37,200	45,885			264	295,664	34,957	330,621	
補正前	長 等	4		37,200	13,220	3.45		264	50,684	9,589	60,273	
	議 員	21	94,684		32,665	3.45			127,349	25,368	152,717	
	その他の特別職	2,039	117,631						117,631		117,631	
	計	2,064	212,315	37,200	45,885			264	295,664	34,957	330,621	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,134 (1,176)	1,730,423	4,338,311	3,657,768	9,726,502	1,732,423	11,458,925	
補正前	1,134 (1,175)	1,729,173	4,338,311	3,657,482	9,724,966	1,732,145	11,457,111	
比 較	(1)	1,250		286	1,536	278	1,814	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	95,781	73,417	40,768	209,579	972	373,776	1,594	1,584,787	721,338	127,652		32,271	395,833
補正前	95,781	73,417	40,768	209,579	972	373,776	1,594	1,584,501	721,338	127,652		32,271	395,833
比 較								286					

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	993 (4)		3,792,624	2,787,458	6,580,082	1,249,755	7,829,837	
補正前	993 (4)		3,792,624	2,787,458	6,580,082	1,249,755	7,829,837	
比 較	(0)							

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	95,781	60,793	40,768	209,579	972	357,445	1,594	885,376	721,338	116,624		32,120	265,068
補正前	95,781	60,793	40,768	209,579	972	357,445	1,594	885,376	721,338	116,624		32,120	265,068
比 較													

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	141 (1,172)	1,730,423	545,687	870,310	3,146,420	482,668	3,629,088	
補正前	141 (1,171)	1,729,173	545,687	870,024	3,144,884	482,390	3,627,274	
比 較	(1)	1,250		286	1,536	278	1,814	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		12,624				16,331		699,411		11,028		151	130,765
補正前		12,624				16,331		699,125		11,028		151	130,765
比 較								286					

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	286	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	286		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和7年 4月1日 現在	平均給料月額	323,654	390,083	276,138	298,653				242,038
	平均給与月額	410,328	496,775	325,679	353,718				264,225
	平均年齢(歳)	42歳7月	44歳2月	37歳9月	50歳9月				62歳6月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	194,500	-	194,500		-
短大卒(中級)	207,400	218,500	-	224,900	257,100
大学卒(上級)	225,600	229,800	-	232,500	260,500

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	188,000	-	185,700		-
短大卒(中級)	-	-	-	220,500	249,400
大学卒(上級)	総合職 230,000 一般職 220,000	-	-	227,400	255,400

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年4月1日 現在	1	62	9.5	1			1	42	15.9	1	3	16.7
	2	60	9.2	2	20	71.4	2	60	22.7	2	7	38.8
	3	134	20.4	3	5	17.9	3	59	22.3	3	1	5.6
	4	159	24.2	4	3	10.7	4	58	22.0	4	7	38.9
	5	154	23.5				5	25	9.5			
	6	54	8.2				6	20	7.6			
	7	33	5.0				7					
	計	656	100	計	28	100	計	264	100	計	18	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年4月1日 現在	1			1			1			1	1	5.0
	2			2			2			2	7	35.0
	3			3			3			3	4	20.0
	4			4			4			4	6	30.0
				5			5			5	2	10.0
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計	20	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和7年度	2.300	2.300	4.600	有	
国の制度	2.300	2.300	4.600	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和7年4月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	-	-	0.08	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和7年4月1日現在)	6.71	9.76	-	-	13.33	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 (見 込) 額		令和7年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
(株) 黒壁経営改革資金貸付金	10,000			令和7年度	10,000				10,000
浅井小学校長寿命化改修工事（追加分）	3,628			令和8年度	3,628			3,628	0
北中学校東校舎長寿命化改修工事（追加分）	6,386			令和8年度	6,386			6,386	0
小学校スクールバス運行業務（西浅井地区、伊香具地区）	250,000			令和8年度から 令和10年度まで	250,000				250,000
中学校スクールバス運行業務（西浅井中）	79,000			令和8年度から 令和10年度まで	79,000				79,000

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156, 000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 30 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		110,805	4,000	114,805
	2 基金繰入金	55,973	4,000	59,973
歳入合計		152,000	4,000	156,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医業費		8,986	4,000	12,986
	1 医業費	8,986	4,000	12,986
歳 出 合 計		152,000	4,000	156,000

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）

補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	55,973	4,000	59,973
計	55,973	4,000	59,973

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	4,000	

歳出

(款) 2 医業費

(項) 1 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 医療用機械器具費	634	4,000	4,634			4,000	
計	8,986	4,000	12,986			4,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	4,000	☐ 中之郷診療所費 4,000 備品購入費 4,000

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 30 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第2条」を「第2条第2項」に、「掲示場に掲示して行う」を「市役所前掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本を

もって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の長浜市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）

に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の長浜市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、長浜市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 長浜市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、次のとおり損害賠償の額を定めることにつき、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 事件の概要

平成 10 年 2 月 5 日、公立保育園において発生した事故により、相手方がやけどを負い、後遺障害が残ったため、相手方に賠償金を支払うもの

2 相手方

3 損害賠償の額 20,721,153 円

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。